

開示に関する会計基準の 公表を受けて

1. インタビュー「ASBJ 担当事務局に聞く～開示に関する会計基準 の開発について～」 7



左から高野裕郎氏、島田謡子氏、宮治哲司氏

ASBJ アシスタント・ディレクター

しまだ ようこ
島田 謡子

ASBJ アシスタント・ディレクター

みやじ てつし
宮治 哲司

〔インタビュアー〕 FASF 企画・開示室 室長補佐

たかの やすお
高野 裕郎

2. 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等の 概要 17

ASBJ 専門研究員

くわた たかし
桑田 高志

3. 企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 の概要 29

ASBJ 専門研究員

やまだ てつや
山田 哲也

ASBJ 専門研究員

きはら わか
桐原 和香

4. 改正企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更 及び誤謬の訂正に関する会計基準」の概要 37

ASBJ 専門研究員

やまざわ しんご
山澤 伸吾

ASBJ 専門研究員

おか せいや
岡 聖也

インタビュー「ASBJ 担当事務局に聞く～開示に関する会計基準の開発について～」

1 はじめに

高野 財務会計基準機構（FASF）企画・開示室の高野がインタビュアーを務めさせていただきます。企業会計基準委員会（ASBJ）は2020年3月に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等の改正、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「見積開示会計基準」という。）の公表及び企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「会計方針開示等会計基準」という。）の改正を行いました。

これらの基準の概要については本特集の「2. 改正企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の概要」、「3. 企業会計基準第31号『会計上の見積りの開示に関する会計基準』の概要」及び「4. 改正企業会計基準第24号『会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の概要」に詳しく記載していますので、そちらをご覧ください。としまして、本日は、収益認識会計基準等の開発に携わった島田アシスタント・ディレクターと、見積開示会計基準の開発及び会計方針開示等会計基準の改正に携わった宮治アシスタント・ディレク

ターに、これらの会計基準を開発する過程での様々な話をお聞きしたいと思います。

2 会計基準開発に至った経緯

高野 まず、収益認識会計基準の改正についてお伺いしたいと思います。収益認識会計基準は、2018年3月に公表された収益認識会計基準（以下「2018年会計基準」という。）では主に会計処理を定め、2020年3月に主に開示（表示、注記事項）について改正を行いました。このように2段階の基準開発となった経緯についてご説明いただけますか。

島田 もともと、収益認識会計基準の開発は、2014年5月に、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が「顧客との契約から生じる収益」（IFRS第15号とTopic 606）を公表したことが契機となっており、その適用日がIFRS第15号では、2018年1月1日以降開始する事業年度とされてきました。

2018年会計基準の開発時点では、連結財務諸表に国際財務報告基準（IFRS）や米国会計基準を適用している企業が、個別財務諸表に対して同時に新しい収益認識会計基準を適用するニーズがありました。つまり、できるだけ早期

に収益認識会計基準を公表することが求められていたということです。

一方で、IFRS 第 15 号や Topic 606 の注記事項の定めは、それぞれの従来の基準と比較しても大幅に拡充されていました。これまでの日本基準においては、工事契約等の一部について注記事項の定めが設けられているのみでしたので、IFRS 第 15 号等をそのまま取り入れた場合、注記が大幅に拡充されることに対し、実務負担に対する強い懸念が寄せられていました。したがって、IFRS 第 15 号等の注記事項の定めが実務においてどのように適用されるのかを確認したうえで、日本基準にどのように取り入れるかということを検討することとしました。ただし、2018 年会計基準の開発段階においては、IFRS 第 15 号等の早期適用の事例が十分ではなく、その注記事項の有用性とコストの評価を十分に行うことができないという理由から、2018 年会計基準の早期適用の段階では必要最低限の注記のみを定めることとし、まずは、会計処理に関する定めを公表することを優先しました。

高野 会計処理については、先行して 2018 年 3 月に公表され、その適用日は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首とされています。2018 年会計基準は、公表から適用まで約 3 年の準備期間を設けていたわけですが、注記事項については、適用日が来るまでの間に、財務諸表作成者の準備期間も考慮しつつ、検討することになったということでしょうか。

島田 そのとおりです。契約資産と債権の区分の要否等、一部の表示の定めについても、2018 年会計基準の適用日までには検討することとしていました。今回の収益認識会計基準の改正は、これらの状況を踏まえて検討を行い、公表に至ったものです。

高野 見積開示会計基準の開発及び会計方

針開示等会計基準の改正は、ASBJ に対する新規テーマの提言などを行う基準諮問会議に対して提言があったことがきっかけとなっていますが、開発の経緯についてご説明いただけますか。

宮治 ご指摘のとおり、見積開示会計基準の開発及び会計方針開示等会計基準の改正は、どちらも監査人及び投資家から ASBJ に対して審議テーマの提言を行う基準諮問会議に対して行われた提案がきっかけとなっています。これは、IFRS、具体的には IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 122 項で開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」と第 125 項で開示が求められている「『見積りの不確実性の発生要因』に関する注記情報の充実」について、日本基準においても注記情報の充実を図ることというものです。最初に基準諮問会議で監査人から提案されたのが 2016 年 3 月ですから、丸 4 年かけて見積開示会計基準の開発及び会計方針開示等会計基準の改正に至ったこととなります。

見積開示会計基準は、結果として IAS 第 1 号第 125 項を参考にして開発することになりましたが、ASBJ 事務局は、IAS 第 1 号第 122 項の「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」を日本基準に導入することの便益は高くないと考えました。これは、検討の過程において、日本基準においては会計方針と「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」との境界が必ずしも明確ではないこと、及び IFRS においても、会計基準の構成上はこれらが明確に分けられていますが、現実的には必ずしも明確にこれらが区別されていないと判断されたためです。

なお、この検討の過程で、日本基準では IFRS と異なり、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる会計基準が存在しない場合の開示についての会計基準上の定めが明らかで

はなく、重要な会計方針の開示の実態も様々であることが見出されました。そのため、当初のテーマアップには含まれていなかったものの、日本基準においても会計基準が存在しない場合の会計方針の取扱いを明らかにすることは有用であると考え、会計方針開示等会計基準を改正することになりました。

高野 日本の会計基準では、原則として、これまで個別の会計基準ごとに開示に関する定めが設けられてきました。既存の会計基準を活かして、それぞれの会計基準ごとに会計上の見積りの開示に関する定めを設けることも考えられたと思いますが、なぜ、見積開示会計基準として別の会計基準を開発したのでしょうか。

宮治 見積開示会計基準の開発にあたっては、ご指摘のように、開示の充実を図る会計基準を個別に特定し、個別の会計基準の改正を通じて追加的に開示すべき内容を定めるアプローチ—これは基準開発の過程では個別アプローチと呼んでいました—よりも、別途の会計基準において原則を定め、企業に当該原則に基づき開示すべき項目を選択し、開示の充実を図るよう要求するアプローチ—これは基準開発の過程では包括アプローチと呼んでいました—の方が会計基準開発にあたって適切なアプローチであると考えられたため、包括アプローチを採用しています。これは、現行の日本基準では、減損会計、退職給付会計を含む引当金全般、税効果会計、金融商品会計など、「見積り」が要求される会計基準は少なくなく、個別基準を改訂し具体的に注記事項を定める方法を使った場合には、企業にとって「最も重要」ではない見積りについてまでも詳細な開示が要求される可能性があり、その場合には企業の開示負担が過度に大きくなってしまふことが懸念されることなどの理由によっています。

3 開示目的に照らした判断というアプローチ

高野 今、お話にありましたが、今回公表した収益認識会計基準や見積開示会計基準は、原則（開示目的）を示したうえで、開示する具体的な項目及びその記載内容についてはその原則（開示目的）に照らして判断することを企業に求めることとしています。これは、今までの日本基準ではあまり馴染みのないアプローチなのではないかと思いました。同時に、なぜこのようなアプローチを採用するに至ったのか、ということに関心があります。まず、収益認識会計基準からその理由をお聞かせいただけますでしょうか。

島田 収益の注記事項を定めるにあたり、一番論点になったのは、IFRS 第15号と同様のすべての項目を収益認識会計基準に含めるかどうかということでした。先ほども触れましたが、IFRS 第15号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含めることは実務にとって大きな負担になるという意見も多く聞か



ASBJ アシスタント・ディレクター

島田 諤子氏

れていました。

もともと、IFRS 第 15 号は開示目的を定め、開示目的に照らして注記する項目を判断することとされています。また、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができるとされています。つまり、すべての企業が定められている注記事項のすべてを記載することを要求されているわけではないということです。

先ほど、収益認識会計基準の注記事項の開発にあたっては、IFRS 第 15 号や Topic 606 の実務の運用状況を確認して、日本基準にどのように取り入れるかの参考にするとの話をしましたが、実務の事例において、開示目的と重要性の判断により各企業が企業の実態に応じた注記を行っており、合理的な分量の注記に収まっていることを確認したため、収益認識会計基準においても、開示目的に照らして重要性を判断するという原則を取り入れたうえで、IFRS 第 15 号における注記事項のすべてを採り入れることとしました。これにより、企業の実態に応じて、自身で開示目的に照らして注記事項の内容を決定することとなり、財務諸表利用者にとっても有用性が高いと考えられる情報の注記は拡充され、有用性が低いと考えられる情報の注記は省略されると考えました。

高野 開示目的に照らした判断というアプローチを採用した意図はよく理解できました。ただし、会計基準に注記事項が列挙されている以上、どうしてもそこに注意が向いてしまい、注記事項に掲げる項目はすべて注記することが要求されると解釈されてしまうように思いますが、いかがでしょうか。

島田 確かに、どうしても IFRS 第 15 号と同様の注記事項を定めるという点が注目されるため、企業の実務負荷と財務諸表利用者のメリットを比較考量したうえで、吟味して注記事項を選定すべきという意見もありました。

これは、これまでの日本基準では、個別の会計基準において定めた注記事項を受け、財務諸表等規則等の法令により要求された具体的な注記事項に基づいて注記がなされており、同じ方法の方が違和感がなかったためと思われます。実務においては、これらの注記事項をチェックリスト的に用いることにより、該当する項目がある場合には、金額的によほど僅少であるといえるものでない限りは、注記している例も見られました。

繰り返しになりますが、収益認識会計基準では、開示目的に照らして重要性に乏しいものは注記しないことができることを明確にすることで、基準に掲げたすべての項目を記載することを求めておらず、今後、この点の周知を図っていくことが、運用上大事であると考えています。

また、現在の実務では、よほど僅少であるといえるものでない限りは注記している例が見られますが、この点に関する考え方の転換を図るために、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要があること、また、定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性が乏しいと判断される場合もあると考えられるということ、結論の背景に示すこととしました。

高野 開示目的に照らした判断というアプローチは、見積開示会計基準ではどのように基準に反映させているのでしょうか。

宮治 ご指摘のとおり、見積開示会計基準は、開示目的に照らした判断というアプローチを採用しています。言い換えれば、会計基準自体がチェックリスト的に運用されることを避け、開示する具体的な項目及びその記載内容については開示目的に照らして判断するという方針に基づいています。

ここで、見積開示会計基準では、具体的な開示項目について、どの表示科目に関して具体的な開示内容は何であるというような例示を一切行っていません。これについては、公開草案へ寄せられたコメントでも例示を示すべきであるというご意見をいただいたところです。しかし、今説明しましたように、会計基準自体がチェックリスト的に運用されることを避けることが狙いとして存在しており、また、公開草案に寄せられたコメントには例示を示すことで、その例示がチェックリストのように用いられることに懸念を示すものもありました。

これらを検討した結果、会計基準では例示を設けないという方向を維持しています。例示がなくとも会計上の見積り自体は今までも行われてきたものであり、それを踏まえて開示する項目及び内容を決定していくことが、可能ではないかと考えています。

4

審議の過程で論点になったその他の事項

高野 次に、審議の過程で論点になった事項のうち、特に議論になったものや印象に残ったものをご説明いただけますでしょうか。まずは、島田さんから収益認識会計基準についてお願いします。

島田 収益認識会計基準の注記事項の開発過程では、日本の開示制度に関係する懸念を多くいただきました。個別財務諸表については、その開示の意義自体を見直す必要があり、注記について簡素化されてきた経緯を踏まえると追加すべきではないとの意見をいただき、四半期財務諸表に関する注記についても、同様に簡素化されてきた経緯を踏まえ追加すべきではないとの意見を多くいただきました。また、非上場会社については、注記を簡素化すべきとの意見もいただきました。このようなご意見をいただ

くことは理解できるところでありますが、個々の会計基準の開発の中で、何ができるかという点に苦慮したところです。

また、個別財務諸表や四半期財務諸表については、現行の制度を前提としたうえで、どのような注記を求めるべきかについてかなり議論になったところです。その内容については、「2. 改正企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の概要」において説明していますので、ご参照いただければと思います。

高野 では、次に、宮治さん、見積開示会計基準ではいかがでしたでしょうか。

宮治 見積開示会計基準では、識別する項目に関して会計基準では比較的少数の項目を識別することになると考えられるとしています。これについて、公開草案に寄せられたコメントやその後の専門委員会での検討では、この記載の削除を求める意見が聞かれました。しかし、この記載の趣旨は、本会計基準に基づいて開示すべき項目として識別される対象は、財務諸表作成にあたって実施した会計上の見積りのすべてを開示するわけでないということを確認する



ASBJ アシスタント・ディレクター

宮治 哲司氏

ことです。「比較的少数」とは絶対的な数値ではなく、相対的な概念であり、企業規模、事業の複雑さによってもその水準は異なると考えられます。加えて、開示対象として識別される項目は、会計上の見積りが適用される項目のうち、重要なものであることを前提としていることから、結果的に開示項目として識別される項目数はある程度限定されることとなると考えられます。そのため、この記載は公表した基準でも維持しました。

なお、IAS 第1号第125項に関連する結論の根拠（BC81項）でも、「これらの仮定及びその他の見積りの不確実性の発生要因は、経営者にとって最も困難、主観的又は複雑な判断を必要とする見積りに係るものとなる。したがって、改訂後のIAS 第1号の第125項に従った開示は、比較的少数の資産又は負債（又はそのクラス）に関して行われることになる。」とされており、国際的な会計基準と異なる取扱いというわけではないと考えています。

高野 見積開示会計基準は、年度の財務諸表の取扱いと理解しています。一方、四半期財務諸表における取扱いはどのようになるのでしょうか。

宮治 収益認識会計基準とは異なり、見積開示会計基準については四半期財務諸表における取扱いについて特段の定めを行っていません。これは、四半期財務諸表において会計上の見積りに関する開示を不要とする趣旨ではなく、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項⁽²¹⁾及び第25項⁽²⁰⁾で定める「企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項⁽³⁾に従って、会計上の見積りが企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著し

く変動している場合には開示の要否を検討することとなると考えられます。

高野 これまで、見積開示会計基準の話をお伺いしてきましたが、会計方針開示等会計基準の改正についても印象に残った点はありましたか。

宮治 会計方針開示等会計基準は、重要な会計方針に関する注記の開示目的を明らかにするとともに、会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計方針も重要な会計方針に関する注記の対象となることを明確化しています。「明らかでない場合」には、例えばある業界に特有の取引に対し、当該業界内での申し合わせや慣行などによって特定の会計処理や表示方法が行われている場合なども含まれます。

ここで、企業会計基準第24号が公表されて以降、会計基準等という言葉は一般的に使われており、その指し示す意味にもコンセンサスがありますが、実は会計基準等という言葉は会計基準で定義されている言葉ではなく、適用指針の会計方針の変更の取扱いの中で範囲が定められており、改正前の企業会計基準第24号では会計方針の変更という狭い範囲でのみ通用する概念だったと考えられます。しかし、先程も申し上げたとおり、会計基準等の示すものについてのコンセンサスがあると考えられることを鑑み、会計方針開示等会計基準では、会計基準における開示目的においてもこの定義を使用することとし、適用指針の見出しについて、必要な修正を行いました。

5 基準開発において苦労した点

高野 会計基準に記載するにあたっては、様々な議論があり、そのうえで判断していくということがよくわかりました。このほかに、基

準開発にあたって困難に感じたことはありませんでしょうか。まずは、島田さんから収益認識会計基準についてお願いいたします。

島田 収益認識会計基準においては、注記事項について結果的にIFRS第15号と同等の定めを取り入れることとなりましたが、この点につき賛否が聞かれていた中で、IFRS第15号の文言をそのまま取り入れるのではなく、開示目的に照らして企業の実態に応じて必要な注記を判断するという考え方を日本基準として取り入れることの意義について、時間をかけて共通理解を得る必要がありました。また、開示目的に照らして判断することに対する適用上の懸念や開示の拡充に伴う実務上の負担に対する懸念が多く聞かれたことから、これらに対応するために、判断の助けとなる指針や一定の軽減措置を設けることも検討しました。この点につき、国際的な会計基準に基づく実務から大きく逸脱することなく、適用に役立つものとなるよう、議論を尽くす必要がありました。ただ、実際には、これまでの日本の実務において馴染みのないアプローチであり、適用後数年かけて、他社との比較や、財務諸表作成者と財務諸表利用者との対話を踏まえて実務が醸成されるものであると期待しています。我々としては、基準の適用開始後に、基準が財務諸表の改善に役立っているのか、また当初の予想どおりうまく運用されているのかを検証していくことが今後の課題であると考えています。

さらに、日本の企業全体に影響を及ぼすため慎重に進める必要があった一方で、適用日が定められており、2020年3月末までに最終基準化する目標をもって基準開発を行っていたため、迅速性も求められました。通常、月1回の頻度で開催する専門委員会を、公開草案公表後は月2回のペースで開催することとしたため、毎週のように審議で取り上げる論点を整理、識別したうえで、専門委員会や企業会計基準委員

会で議論できるレベルにまで方向性を吟味し、最後に基準文案に落とし込むという作業を繰り返す必要があり、求められる内容のレベルの高さと膨大な作業量に比してかけられる時間の少なさにプレッシャーを感じることもままありました。

このような状況の中、毎回膨大な資料を読み込んで貴重な知見を共有してくださった企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会の委員の皆様、コメントをお寄せいただいた皆様並びに基準開発の局面で様々な形でご協力いただいた皆様のおかげで、無事、目標期限までに最終化に至ったと思っています。また、最終化まで粘り強く指導してくださった常勤委員の皆様、責任感を持って意欲的に取り組んでくれたプロジェクト・メンバー、さらにご協力いただいたFASF/ASBJの皆様にも改めて感謝を申し上げます。

高野 宮治さんは、見積開示会計基準の開発の途中から参加されたと思いますが、そのなかで困難なことはありましたでしょうか。

宮治 私がASBJに加わったのは昨年の8月であり、そこからすぐにこれらの会計基準の開発チームに参加しましたが、そのころには既に公開草案の大枠はでき上がっていました。そのため、新たな会計基準を一から開発するという意味での苦労は、前任者がしており一本当に感謝しています。私はしていないというのが正直なところです。

その意味では苦労話のようなことを言うことはできないのかもしれませんが、公開草案の検討の最終段階、コメントレターの分析及び最終基準公表までの検討を通じて思うのは、簡単に会計上の見積りの開示と言いますが、会計上の見積りを適用するうえでのとらえ方には幅があるということです。

見積開示会計基準については、公開草案から最終基準で修正した箇所以外にもかなりの箇所

について公開草案から言い回しの変更を検討しましたが、最終的に公開草案のままとした箇所があります。特に、見積りの開示に関する会計基準の肝となる開示目的に関しては、結論の背景の記載も含め説明を加えようとしたのですが、加えれば加えるほどそれぞれの考え方の違いに起因して、加えた部分に対しての議論が起こってしまいました。結局記載を増やしても実務に混乱をきたすだけで分かりやすくないということで、多くの文言の修正提案を取り下げました。

また、我々 ASBJ 事務局、正確に言えば説明文案を考えた私の能力の問題ではありますが、その他にも単体開示の簡素化など周辺諸制度との関係とのバランスを取っていくのも大変でした。その意味では、何とか公表に至ることができてほっとしているというのが正直なところです。ただ、これらの苦労は、最終基準がこれからの実務でどのように運用されていくかということで検証されると思っていますので、不安半分、期待半分というところです。また、収益認識会計基準の開発段階でも同じ論点が生じたのですが、連結財務諸表を作成している場合の単体開示の水準はどうあるべきかという論点も今後の課題と考えています。その意味では、今回の開示に関する会計基準の公表というのはこれからもまだまだ続く長い道のりの途中に過ぎないのだと思っています。

6 ASBJ でのやりがい

高野 鳥田さんも宮治さんも ASBJ 事務局として長く活躍してこられました。その中で感じた ASBJ でのやりがい、また、ASBJ に来てみたいという方へのメッセージをお伝えいただければと思います。まずは宮治さんからお願います。

宮治 私は先程昨年8月から ASBJ に加わったと言いましたが、その前に2013年から2016年まで丸3年専門研究員として ASBJ に在籍していました。これらから言えることは、一緒に働いた ASBJ スタッフはそれぞれ能力的に素晴らしい人たちばかりだということです。なので、これから ASBJ に参加したいという人もそれぞれ所属元で相応に活躍している人なのだろうということは容易に想像がつかます。そのような人たちにとって、国内基準開発に関わるチームに参加することは自分の経験を活かしつつルールメイキングに貢献していこう、また、貢献できるように頑張ろうという気概にあふれているのではないかと思います。

もちろんそれは非常に重要なことだと思います。しかし、実際に基準開発の作業に関わって実感するのは、内部では日本基準全体の基礎となる考え方と開発しようとする会計基準の考え方、加えて関連する国際的な会計基準があればその考え方を理解したうえで、基準開発に関わる様々な人の意見をよく聞き、対立する意見を調整していく中で自分たちの思いを織り込んで



FAFSF 企画・開示室 室長補佐 高野 裕郎氏

いくという作業の繰り返しになります。

忘れてはいけないのは、日本基準は国際的な会計基準と関係なく存在しているわけではありませんから、国際的な会計基準への理解やその開発動向の把握などの国際的な会計基準への知識が必要だということです。この中では日々自分の勉強不足を痛感することにもなります。

ただ、その中で、財務諸表作成者、利用者、監査人及び規制当局など様々な人たちとの議論を行う機会があります。この範囲の広さと議論の深さは出向元（監査法人に限らないと思います。）では考えられないものです。この中で個別の会計基準のみではなく、日本基準全体の底に流れる考え方や国際的な会計基準の考え方、様々な立場の人の会計基準に対する思い又は会計基準に書いていないこと若しくは書けなかったこと及びその背景を知ることができます。これはASBJに参加した後も財務会計の世界で生きていこうと考えている人にとって必ず役に立つと思っています。

高野 宮治さんからは苦勞もある一方、良い経験が得られるということでしたが、島田さんはいかがでしょう。

島田 宮治さんのおっしゃるとおり、基準開発のプロセスは大変な側面もありますし、そのチャレンジに見合うだけのベネフィットもあると思っています。ASBJの出向経験者からよく聞かれる話だとは思いますが、基準設定に関わるということは、ASBJでしか得られない貴重な経験だと思います。私は、監査法人からの出向者ですが、ASBJに出向するまでは、会計基準は所与のものと捉えていました。ASBJでは、基準開発に関与する立場になり、基準の原則的な考え方や歴史、背景、他の基準との整合性などを踏まえて、あるべき会計基準を考えていくということも必要ですが、ただ、原則にのっとった杓子定規の解を得るだけでは不十分だと教えられる側面が多々ありました。基準開

発においては、宮治さんのお話にもありましたとおり、財務諸表利用者、財務諸表作成者を含む、会計基準を利用する様々な立場の方のご意見を踏まえて、関係者に納得いただけるように対話を尽くしたうえで成り立つものであるということを実感しました。

収益認識会計基準の話に戻りますが、収益認識会計基準は、第308回企業会計基準委員会（2015年3月開催）において検討に着手することが決定され、検討が開始されました。私は2015年7月からプロジェクトに関与させていただきましたが、当初はIFRS第15号やTopic 606等の分析から始まり、2018年会計基準の公表を経て、今回の収益認識会計基準公表により、まずは一区切りであると感じています。基準開発当初から損益計算書のトップラインの会計処理を定めるという、大きなプロジェクトに関与できたのは、他で得られない経験となりました。また、基準開発の過程で得られた知識、経験はもちろんですが、基準開発に関わる中で、第一線で活躍されている方々と交流する機会を得られたのは、今後の自分にとって大きな財産だと思っています。

最後に、今回は、開示に関する会計基準がテーマということで、日本基準の開発についてお話しさせていただきましたが、ASBJでは、国際的な会計基準の開発に貢献することもその基本的な方針の一つに掲げています。日本においても、IFRS適用会社が増加していることや、国際的な会計基準の動向が日本基準の開発においても大きな影響を及ぼすことから、会計基準設定主体として、国際的な会計基準の開発段階から積極的に関与していくことが不可欠となっています。ASBJの活動に参加することにより、国際社会へ活躍を広げる場としての足掛かりにもなると思います。

また、ASBJでは、国際人材開発プログラムを通じて、監査人、財務諸表作成者、財務諸表

利用者を含む様々な方を対象に、国際社会に貢献できる人材を育成する活動も意欲的に行っています。ASBJの活動に興味のある方は、ぜひ、このような活動を通じて自分のキャリア形成に役立てていただければと思います。

高野 島田アシスタント・ディレクター、宮治アシスタント・ディレクター、ありがとうございました。以上をもちまして、インタビューを終了いたします。

(このインタビューは2020年4月6日に実施された。)

